

I. 改正独占禁止法の施行に向けた企業における準備 執筆者:木目田 裕

改正独占禁止法の主要規定が令和 2 年(2020 年)12 月 25 日に施行されます。改正内容はこれまでも危機管理ニューズレターで取り上げてきたとおりであり、主要なものは次のとおりです '。

- 〇 課徴金減免申請制度(リニエンシー制度)の改正
 - 調査協力減算制度の導入(申請順位に応じた減免率に加え、事業者の実態解明への協力度合いに応じた減算率を付加。 事業者による協力の内容と公正取引委員会(以下「公取」という)による減算率について両者間で協議・合意)
 - 申請者数の上限(5 社・5 グループ)を撤廃
- 〇 課徴金の算定方法の見直し
 - ・ 課徴金の算定期間を延長(実行としての事業活動の終了日から3年間遡及⇒調査開始日から10年間遡及)
 - ・ これに伴い、一部の売上額が不明な場合の課徴金の算定基礎の推計規定を新設(売上額の日割平均額に推計対象期間を 乗じる)
 - ・ 課徴金の算定基礎に、違反事業者から指示や情報を受けた完全子会社等の売上額(購入額)を算入
 - ・ 課徴金の算定基礎に、密接関連業務の対価(違反事業者が受注を他社に譲ることの見返りとして受注する下請業務等の売上額)を算入
 - 課徴金の算定基礎に、いわゆる談合金等を算入
 - 業種別算定率・早期離脱に対する軽減算定率を廃止
 - ・ 中小企業算定率の適用範囲を実質的な中小企業(大企業のグループ会社ではないもの)に限定
 - ・ 主導的役割に対する割増算定率(15%)の適用対象を拡大(①資料の隠蔽・仮装行為、②課徴金減免制度における事実の報告・資料提出若しくは調査協力減算制度における協議の申出を行わないことを他の事業者に要求等し、違反行為を容易にすべき重要なものをした者)
- 判別手続の導入(公取の行政調査手続で提出を命じられた、課徴金減免対象被疑行為に関する法的意見について事業者と 弁護士との間で秘密に行われた通信の内容を記録した物件で、一定の条件を満たすことが確認されたものは、審査官がその 内容にアクセスすることなく速やかに事業者に還付する手続)

西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

本稿の執筆に当たり、当事務所の沼田知之弁護士及び八木浩史弁護士から有益な示唆を得た。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問合わせは、下記までご連絡ください。

以上の改正独禁法の施行(特に判別手続の導入)を受けて、企業側として、以下の点を改めて検討し、必要に応じ、文書や電子データの保管規則、当局等の立入があった場合の対応手順等を見直す必要があります。

① 日頃の紙資料や電子データの保管管理

- 文書や紙ファイル背表紙への「公取審査規則特定通信」等の表示²
- ・ 紙資料の保管場所(法務部の書架など、弁護士に相談することを事務として取り扱う部署等で、他の書類等の保管場所との外 観上の区別)
- 電子ファイルのエクスポート、別アカウント・別フォルダ化、ファイル名等に「公取審査規則特定通信」等の表示
- ・ 紙資料・電子データの共有範囲の管理(コピー禁止・転送禁止。そのほか、子会社やグループ会社との間の共有の可否・範囲を含む ³)
- ・ 判別手続の対象はカルテルに限定され、カルテルに限らず一律に「公取審査規則特定通信」との表示を行うと判別手続で保護される要件を欠くことになる可能性が高いところ、平時の業務過程において、法務部等に相談があった場合などに、「公取審査規則特定通信」表示などの判別手続対応を行うかどうかについて、誰が、どの時点で、どのように判断するのかの手順の整理。内部通報などを端緒に社内調査を行う場合においても同様
- 大規模な企業等で、法務部等において、社内の各部署が個別に弁護士に相談することを必ずしも把握し切れていない場合の対応の整理(法務部等への情報集約の是非・範囲、各事業部のコンプライアンス担当者に基本的に委ねるか等)
- ・ 調査協力減算制度の導入や課徴金算定期間の延長を踏まえ、関係資料の保管期間(少なくとも過去 10 年分は必須かもしれない)を検討

② 当局等の立入調査等があった場合の対応手順

- ・ 立入調査に対する対応に際して作成する関係資料・電子データについて、その共有範囲の限定、保管場所・方法の特定をするための手順・周知方法等
- ・ 従来は、必ずしも明確でなかった、当局調査に対応するメンバー構成の明確化・限定
- ・ 判別手続との関係での社内弁護士に対する指示文書の発出
- ・ 判別手続における、2週間以内の概要文書(ログ)の提出を行うため、担当者の決定や作業の即日着手化
- ・ 立入調査当初は情報が錯綜することを踏まえ、上記手順を公取によるカルテルの行政調査に限定せず、証券取引等監視委員会・捜査当局等の立入調査や捜索差押えがあった場合一般にも共通化するかどうか

以上



き め だ ひろし 木 目 田 裕

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

h_kimeda@jurists.co.jp

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役職員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。

² 公取が令和 2 年(2020 年)6 月 25 日に公表した「事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容が記録されている物件の取扱指針」参照。この表示について、公取は、"Privileged and Confidential"や"Attorney-Client Privilege"といった表示では足りないとしているところ、かかる考え方には疑問があるが、事業者としては、公取の運用が固まるまでは、公取の考え方に沿った表示を行っておくことが慎重な対応である。

³ 判別手続は個社ごとでしか利用できないので、弁護士の助言内容を親子会社間で共有する場合は、あらかじめ親子会社が共同で当該弁護士から助言を受ける実体を作る必要がある旨の指摘もあり(井本吉俊「公取委の判別手続を念頭においた弁護士との秘密通信の取扱いの実務対応」NBL1178 号 35 頁(2020 年))、検討が必要である。

Ⅱ. 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて 執筆者:木目田 裕、髙林 勇斗、西田 朝輝、松本 佳子

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。 なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えさせていただいております。

【2020年9月30日】

経産省、「『攻めの経営』を促す役員報酬ー企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引ー」を改訂

https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200930001/20200930001.html

経産省は、2020 年度税制改正を踏まえて、「『攻めの経営』を促す役員報酬 – 企業の持続的成長のためのインセンティブプラン 導入の手引 – 」 ⁴の「株式報酬、業績連動報酬に関する Q&A」を改訂しました。

今回の改訂では、例えば、Q&A(Q9)において、上場会社が株式報酬を交付するために第三者割当を行う際、発行価額の総額が一億円以上の場合であっても、譲渡禁止条件付新株予約権や譲渡制限付株式を発行会社やその完全子会社等の取締役等のみに対して交付する場合には、臨時報告書の提出で足り、有価証券届出書の提出は不要であることが明記されました。また、上記の臨時報告書を提出する場合、銘柄、発行数、発行価格、勧誘の相手方、相手方と提出会社との取決め内容、譲渡制限付株式と普通株券等の分別管理方法等を記載することが求められることも明記されました。。

【2020年9月30日】

経産省、「サイバーセキュリティ体制構築・人材確保の手引き」を公表

https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200930004/20200930004.html

経産省は、「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」⁷において示されている、指示 2(サイバーセキュリティリスク管理体制の構築) 及び指示 3(サイバーセキュリティ対策のための資源(予算、人材等)確保)に関する手引きを公表しました。同手引きは、例えば、以下の点が、体制の構築又は人材確保においてポイントになることを指摘しています。

【サイバーセキュリティリスク管理体制の構築】

- ・ (グループ会社、海外拠点等含む)全社的なセキュリティ体制の構築が必要であり、これが経営者の責務であること。
- ・ 「経営層」、「戦略マネジメント層」及び「実務者・技術者層」の3層を横断する「セキュリティ統括機能」®の設置。
- セキュリティ関連タスクを担う部門・関係会社の特定・責任明確化。

【サイバーセキュリティ対策のための資源(予算、人材等)確保】

・ セキュリティ人材⁹の確保。

⁴ 同手引きの内容については、<u>本ニューズレター2017 年 10 月号(「経産省、『『攻めの経営』を促す役員報酬</u>-企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引-』を改定」)、<u>本ニューズレター2019 年 3 月号(「経産省、『『攻めの経営』を促す役員報酬</u>-企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引-』を改定」)をご参照下さい。

⁵ 金融商品取引法第4条第1項第1号、金融商品取引法施行令第2条の12、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2。

⁶ 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2。

⁷ 同ガイドラインの内容については、本ニューズレター2017 年 11 月号(「経産省、サイバーセキュリティ経営ガイドラインを改訂」)をご参照下さい。

② 企業におけるリスクマネジメント活動の一部として、セキュリティ対策及びセキュリティインシデント対応について、最高情報セキュリティ責任者や経営層を補佐してセキュリティ対策を組織横断的に統括する機能を指すとされています。

⁹ サイバーセキュリティに関する専門性を備えている人材を指すとされています。

- · プラス・セキュリティ人材 10の確保。
- 教育プログラム・試験・資格等の活用や人材育成計画の検討。

【2020年10月7日】

公取委、改正独禁法に関する特集ページを公表

https://www.jftc.go.jp/dk/kaisei/r1kaisei/index.html

公正取引委員会は、改正独禁法を特集するウェブページを公表しました。本ウェブページでは、改正独禁法の内容や、新制度 (調査協力減算制度、判別手続等)の概要を説明する動画や資料がアップロードされています。

本ニューズレターでも、以下の記事で、改正独禁法についてご説明しておりますので、併せてご参照ください。

- ▶ 本ニューズレター2019 年 3 月号(木目田裕、髙林勇斗、西田朝輝「改正独占禁止法の概要について」)
- ▶ 本ニューズレター2019年6月28日号(「改正独占禁止法が成立」)
- ▶ <u>本ニューズレター2019 年 10 月 31 日号</u>(木目田裕、勝部純、小林和真呂「カルテル調査における新たな秘匿特権制度 への実務対応上の留意点」)
- > <u>本ニューズレター2020 年 4 月 30 日号</u>(勝部純、沼田知之「改正独禁法における事業者・弁護士間の秘密通信物件の取扱いについて 判別手続の導入に向けた公取委規則改正案及び指針案の公表」)
- ▶ 本ニューズレター2020 年 9 月 30 日号(「改正独占禁止法の関係政令等が公布」)

【2020年10月16日】

外務省、「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020-2025)の策定を公表

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_008862.html

外務省は、2020 年 10 月 16 日、「ビジネスと人権に関する行動計画に係る関係府省庁連絡会議」において、「ビジネスと人権」に関する行動計画を策定したことを公表しました。本行動計画では、「ビジネスと人権」、すなわち、企業活動における人権の尊重を実現するため、今後各省庁が取り組む施策が記載されています。また、この行動計画は、「政府から企業への期待表明」として、政府が企業に対し、

- 企業が、人権を尊重する責任を果たすというコミットメントを企業方針として発信すること(人権方針の策定)
- ・ 企業が、人権への影響を特定し、予防し、軽減し、そしてどのように対処するかについて説明するために、人権への悪影響の評価、調査結果への対処、対応の追跡調査、対処方法に関する情報発信を実施すること(人権デュー・ディリジェンスの実施)
- ・ 人権への悪影響を引き起こしたり、又は助長を確認した場合、企業が正当な手続を通じた救済を提供する、又はそれに協力すること(救済メカニズムの構築)

を求める旨を明らかにしています。

以 上

¹⁰ デジタル部門、事業部門、管理部門等においてセキュリティを意識し、業務遂行に伴うセキュリティ対策の実施に必要な能力を備えた人材を指すとされています。



西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 木目田 裕

h kimeda@jurists.co.jp

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役 職員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイス している。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争 訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。



たかばやし ゆうと 西村あさひ法律事務所 弁護士 <u>髙 林</u> 勇斗 y_takabayashi@jurists.co.jp

2013 年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事して いる。危機管理分野では、情報漏洩案件、独禁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



にしだ あさき 西村あさひ法律事務所 弁護士 西田 朝輝 a_nishida@jurists.co.jp

2015 年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事して いる。危機管理分野では、独禁法違反案件、制裁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



^{まっもと}けいこ <mark>松本 佳子</mark> 西村あさひ法律事務所 弁護士 ke_matsumoto@jurists.co.jp

2017 年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事して いる。

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事等の危機発生時の対応についてリーガルサービス を提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対 応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・ 不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定等を行います。これらの業務を遂行するに 当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライ アンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。

本ニューズレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行してい るものです。